

平成 26 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 26 年 9 月 26 日

渡辺(ひ)委員

まずはじめに、先ほど来、この委員会でも交通事故の死亡事故の抑止について各委員から質問が出ています。その中でも御答弁がありましたけれども、昨年の会議で交通事故死が増えていると。その中でも二輪等が多いという御答弁があったかと思います。様々に取り組んでいらっしゃるということは御答弁の中で分かったわけですが、私の方からはそういう取組もそうですが、特に機動力だとか、または抑止力、そういう意味で非常に機能するというか、必要であると思われる白バイについて質問をまずさせていただきたいと思います。

我々も県議会で何年か前に県の白バイの状況について質問をさせていただいて、県が初めて単独で白バイを配備したということにもなったかと思いますが、その後はどうなっているかということも含めて、白バイについて質問をさせていただきたいと思います。まずはじめに、県内に配備されている白バイの全体の台数と配置をしている場所等について確認をしたいと思います。

交通指導課長

県内の白バイの配置台数は 145 台となっております。内訳は、警察本部所属の交通機動隊等の白バイが 86 台、警察署の白バイが 59 台となっております。

渡辺(ひ)委員

全体は 145 台で、本部が 86 台、各署が 59 台という話がありました。確認の意味で、警察署の数とこの 59 台の関係を確認させていただきたいと思います。

交通指導課長

現在、警察署白バイは、54 警察署のうち 46 警察署に配置をしております。配置所属は、横浜市内は 18 署 24 台、川崎市内は 8 署 8 台、その他の横須賀、湘南、県西、県央地区は合わせて 20 署 27 台となっております。

渡辺(ひ)委員

今、全署には配備をされていないという状況が分かったわけですが、ちょっと他の質問も含めてもう一度質問をしたいと思いますが、まず確認をさせていただきたいのは、先ほど冒頭の御答弁の中で、全体で 145 台あって本部に 86 台で各署に 59 台という話がありました。これは本部に配備されている白バイと各署に配備されている白バイ、役目も含めてどのような意味合いというか、中心的に優遇されているのか確認をしたいと思います。

交通指導課長

まず、警察本部所属の白バイにつきましては、警察署の管轄区域を超えた交通取締り、箱根駅伝等の大規模な交通対策、さらには交通死亡事故発生時の対策として事故多発警察署での事故抑止活動等を実施しているところです。

一方、警察署の白バイにつきましては、それぞれの管轄区域内において、より地域に密着した活動を行うということを主眼として、交通事故の発生実態に応じ

たきめ細かい交通の指導取締りや広報・啓発活動を実施しているところです。

また、一般治安対策として、ひったくりや路上強盗等の街頭犯罪の予防・検挙活動、登下校時間帯における子供の見守り活動等も実施しているところでございます。

渡辺(ひ)委員

非常に有効に活動されているんだなと思います。ここはおそらく、またテレビ報道で連れ去り事件が起きたという話を聞くと、やっぱりそういう見守りの体制整備が、地元の御父兄の方々、また地域の方々、また警察の方々、そういう方々のこういう体制がしっかりできているかどうかというのが非常に改めて必要だなということを感じました。そんなところに署の白バイについては優遇配備をされているという今御答弁だったと思いますけれども、次に、質問の冒頭に申し述べさせていただきましたが、この白バイについては国費での配備と県単の配備という二つがあるんだと承知していますけれども、今まで神奈川県の場合は県単での配備はずっとされていなくて、ほとんど国費配備が続いていました。これについてなかなかそれでは厳しいということで、我々議会としても申し述べさせていただいて、平成24年に初めて5台、県単の白バイが配備をされたんだと思いますけれども、この白バイが配備されてどのような効果があったか、費用対効果という意味も含めて確認をしておきたいと思います。

交通指導課長

平成24年度予算で配置された県費分の5台の白バイにつきましては、それまで配置がありませんでした山手、栄、鎌倉、大磯、松田の5警察署に配置をしたところでございます。この5警察署の平成25年中の活動結果を見ますと、まず交通事故抑止についても対前年比で約10%近く減少となる成果を上げております。

次に、本県は二輪車の交通事故が多いということが特徴であるわけですが、当該5署の交通違反検挙に占める二輪車違反の検挙の比率が対前年比で約3%増加をしております。また、街頭犯罪抑止という点につきましても、特にオートバイ等の発生につきましては、対前年比で約30%近くの減少となる成果を上げたところでございます。

渡辺(ひ)委員

5台ということで、今、効果についてはかなり、特にオートバイ等については効果があるということで、そうは言いながらも5台で各署1台ずつということでありますので、ある程度限界があるのかなと。しかしながら、少ない台数であってもやっぱりあるなしで大分効果が違うなというような御答弁と理解させていただきました。

その上で、先ほど質問のはじめでも言わせていただきましたけれども、特に署に配備をされている白バイについて、先ほど御答弁の中でも街頭活動等にも参加をしているという話もありましたけれども、具体的に地域の住民の方からはどのような反響があるのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

交通指導課長

通常の警ら活動や児童の見守り活動を通じまして、父兄や教職員の方から、通行車両が速度を落として走ってくれるので、安心して通学ができるという声や、高齢者の方からは、いつも散歩で渡る横断歩道に白バイがいてくれるので、安心して渡ることができる。また、ふだんパトカーが入らないような狭い道路までパトロールをしてくれるので安心ですといった様々な声が寄せられているところでございます。

渡辺(ひ)委員

様々な抑止効果だとか配備効果があるにもかかわらず、今現在 54 署に対して 46 署、要は配備をされていない署もあると。これについては配備されていない署、若しくは白バイ全体の今後の配備予定について教えてください。

交通指導課長

県警察といたしましては、今後、交通事故や街頭犯罪の発生状況を勘案いたしまして、横浜水上署を除く 53 の警察署にそれぞれ複数台配置したいと考えているところでございます。

渡辺(ひ)委員

ちょっと質問の捉え方が難しかったと思うんですけども、当然今言った水上署は特別な署だと思うので、そういう意味からすると、それ以外の署については、ある程度複数台も含めて白バイが最低限配備をされるべきだと思いますし、それが交通事故死を抑制をしていく。それに対応する様々な運動として、白バイというのは非常に重要だと思うんです。特に高齢者の事故死の問題なども、一番的確に抑止力、若しくは様々な効果を発揮するのは私は白バイだと思うんですね。さらに、今の御答弁の中でも、地域の方々からは要は白バイがそういうところに来てくれると非常に心強いという声も頂いている。それについてはまだまだ台数が少ないのかなというふうに思います。

しかしながら、県民の中には様々なお考えの方がいらっしゃるって、例えば変な話ですけども、白バイはカッコいいぞと、しかしながら交番にはバイクだとかがあるぞと、そういうもので代用はできないのか、それでもいいんじゃないのと。また、お金、県税を投入するという視点からすると、そういう活用する方法もあるんじゃないのと言われる方もいらっしゃると思うんです。

片や今の御答弁にあったように、白バイがいてくれた方が抑止力が高いという方々もいらっしゃると思うんですけども、その辺なんですけど、これは白バイじゃないと駄目なんですかという県民の声があった場合にどのように御答弁されるのでしょうか。

交通指導課長

まず、白バイの存在自体というものが住民の方々に頼もしさと言いますか、より大きな安心感を与えられるといった点が挙げられると思います。また、不審車両や危険車両等を追跡する場合、白バイは赤色灯やサイレンを装備しておりますので、機動力や警戒力といった点は交番のバイクに比較して数段の違いがあると

いうことでございます。

渡辺(ひ)委員

確かに取締りということを観点に入れれば、立っただけでいいわけじゃなくて、やっぱりその後何かあったときに取締体制、それがイコール抑止力につながるという意味からすると、白バイの有用性は今の御答弁で理解をしたところでは。

それでは、具体的に白バイの好事例があれば、何かちょっと紹介してください。

交通指導課長

警察署白バイによります好事例につきましては、一つ目は、警ら中、警報機の鳴っている踏切内に立ち入った男性を発見し保護した事案。二つ目は、郵便局より大金を下ろそうとしている夫婦がいるという110番通報がありまして、郵便局に急行、この夫婦を説得して振り込め詐欺を未然に防止した事案。三つ目は、警ら中に車内で心肺停止状態となっていた男性を発見、そ生術を施して人命を救助した事案などがございます。

渡辺(ひ)委員

今の好事例は非常にある意味では目からうろここというか、やっぱり先ほどの質問の中で県警の本部の白バイの機能と、署に配備をされている白バイの機能がどうなのかということを確認させていただいて、やっぱり署に配備している白バイについては、要はひったくりだとかそういう防犯上のという部分もやるし、また交通規制の問題もやるし、さらに今言った地域に根差したような好事例にも取組があるという意味の御答弁だと思うんです。

そういう意味からすると、やっぱり特に署に配備された白バイの状況について、私自身は、先ほどの御答弁の中にありましたけれども、今配備をされていない署に対してしっかり配備をしていただくことと、さらにはもっともっと複数配備ができるような体制というのをよろしくお願ひしたいと思いますが、その上で、署に配備をされている神奈川県白バイについては、少し他の白バイと違う特徴があるというふうに私は聞いておるんですが、その辺確認をしたいんですが。

交通指導課長

警察署白バイの本県独自の特徴としましては、二輪車専用のドライブレコーダーを全国に先駆けて設置・運用をしているという点でございます。これによりまして、白バイの持つ警戒力、機動力に加えまして、各種事件・事故発生の際の採証活動、警察官による事案取扱状況の事故検証などに役立っているところでございます。

渡辺(ひ)委員

今、ドライブレコーダーという話がありました。昨今の犯罪、これはドライブレコーダーということではありませんが、我々委員会の中でも様々な防犯カメラ等について増強していくべきだという意見が出ておりますし、先ほどお話をした中の連れ去りの事案についても、やっぱり防犯カメラが一つの端緒となって、幼児の後をつけてきた犯人の姿を補足して、そこから捜査が前に進めるということ

も報道されています。

そういう意味ではカメラだとかレコーダーというのは非常に今重要な、それ自体が捜査的な、また安全を守る武器になるんだと思いますけれども、今ちょっと御答弁がありました、県独自として白バイにも付けていることが重要だと思うんです。やっぱり機動性があるって白バイというのは非常に有効だと思いますけれども、やっぱりそういう様々なことの記録の保持だとかそういうこともしっかり同時にやっておかないと、その後になかなか続かない部分があるので、そういう意味ではそういう取組は有用だと思います。

これは全白バイに配備をされているんでしょうか。また、配備をされていない白バイについては今後どうするのか、御答弁を願いたいと思います。

交通指導課長

ドライブレコーダーの件につきましては、交通事故や街頭犯罪の発生状況を勘案いたしまして、現在、31 署 36 台の警察署白バイにドライブレコーダーを整備しているところでございます。現在装備されていない警察署白バイについても、今後逐次整備をしたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

先ほど御答弁がありました、白バイの今後の状況について再度確認をしたいんですが、さっき今後 53 署に配備という話がありました、それについてもう少し具体的にどんな計画を考えていらっしゃるのか、再度御答弁を頂きたいと思います。

交通指導課長

具体的な配備計画でございますけれども、今後、約 50 台から 60 台ぐらいは必要であると考えているところでございます。

渡辺(ひ)委員

台数は分かりましたが、配備を増強する理由について補足を願いたいと思います。

交通指導課長

警察署白バイは交通指導取締りによる交通事故抑止、あるいは各種街頭犯罪の予防・検挙活動等につきまして大きな成果を上げているところでございます。加えまして、平成 32 年には東京オリンピックの開催も予定されているところであり、地域の安全・安心はその根幹を担うことだとなるわけですが、地域に密着した活動を主眼とする警察署白バイには、より大きな役割が期待されているところであることから増強をお願いしたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁はよく私は理解します。その以前として、今委員会でも様々出てるように交通事故死を少しでも減らしていく、そういう意味からすると、一連の御答弁を聞いているとこの白バイというのは有効な手段だと思います。そういう意味からすると、増強が必要だということをまず私自身も思っています。その上で、今御答弁にありました 2020 年、要はオリンピックがあると。警察だけではな

くて神奈川県もオリンピック・パラリンピックに向けてのビジョンを示している。その中には県民並びに全国の方々、また海外から来られる方々の安心をしっかりと担保できる神奈川県ということがビジョンの中に入れてられています。そういう意味では、ずっとそこを目指して、要は白バイについても配備を増強していく、このことについては理解をするところだし、私もそのとおりだというふうに思います。

これについては当然予算のかかることですから、検討部分、財政等もやらなければいけません。当然、県全体でそういうビジョンを出している上は、その中で一番警察に必要な幾つかのアイテムの中の柱である白バイということについては強く求めて、我々も応援をしながら計画というかビジョンを完成できるような体制にしようと思います。

ただし、それを前提にした上で、先ほどの質問の中にもありました、白バイについては県費と国費、要は財政的な措置が二つあるという話になります。オリンピックはある意味では国家事業でもあります。そういう意味では、今御答弁の中にあつたオリンピックに向かってとか目指してという視点に立ったときには、今のところ国として、要は防犯力とか様々な安全・安心のための白バイの配備をどのように考えているのか教えてほしいと思いますし、本来であれば国もその辺を考えるべきだと思いますけれども、その辺についてはどうなっているのか、分かる範囲で教えていただけますか。

交通指導課長

国に対しましては本部所属の交通機動隊等の白バイの増車要求等を行っていきたいと考えているところであります。

一方、警察署白バイにつきましては、その特徴である一般犯罪への予防・検挙活動も含めた、より地域に密着した活動を実施して、先ほど事例等を幾つか紹介させていただきましたとおり、かような成果を上げているところでございますので、県費での整備もお願いしたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

なるほど、本部所属の白バイの増強を国に求めていきたいということですね。分かりました。全部が全部を求められないと思うので、その一翼を県がという視点は分かるような気がします。

ただ、私はその上で、一連の御答弁の中にもありましたけれども、やっぱり県費での白バイも、再度になります。もっともっと増やせすべきだというふうに思います。

私もネットワーク政党として他県の、特に首都圏の埼玉だとか千葉だとかの議員とも連携をとっていろいろ意見交換をする中で、特に白バイについて言及したときには、そういう近隣の県の白バイの配備状況が、実は神奈川県よりも圧倒的に台数も含めて多いというのは意見交換の中で把握もしているんです。これについてはやっぱり大きな課題だなと思うんですが、この辺は県警の方がしっかり捉えていらっしゃると思うので、首都圏の他県の配備状況と神奈川県の配備状況を

少し比較して御答弁願えますか。

交通指導課長

まず、本県の費用負担費分上の割合で申し上げますと、国費分は 140 台、県費分が 5 台ということで、国費対県費の比率は 28 対 1 となるわけでございます。

委員からお話がありました、ちなみに関東近郊の同規模県の白バイの保有状況を見ますと、約 120 台を保有している県につきましては、国費分、県費分ともに約 60 台、いわゆる 1 対 1 でございます。また、約 190 台保有している県は、国費分約 50 台、県費分約 140 台ということで、逆に県費分が約 3 倍多く保有していると、こういう県もあると聞いております。

渡辺(ひ)委員

改めて他県の状況を聞くと、やっぱりもう少し神奈川県としての考え方をしっかり整理をする必要があるなというふうに思います。

当然警察当局としての整理も必要でしょうけれども、これは神奈川県全体として、要はどういう捉え方で今後警察力を増強していくのか。前回のこの委員会で、私は、要は白バイだけではなくて警察車両についても質問をさせていただきましたけれども、やっぱり白バイだけに限って言っても今言った県単での配備が余りにも神奈川県は少ない、当然財政的に厳しいのは分かっているので、国費で賄うのは一番有用なことだし大事なことだと思います。

しかしながら、そのことによってずっと神奈川県白バイの配備が遅れていたのでは、一番大事な県民の命を守ること、この部分がおろそかになるのではないかと。

知事が言っている、いのち輝くというのであれば、本来であればなかなか国の方が予算措置をされないのであれば、必要に応じて白バイの配備が必要なのであれば、やっぱり県単の配備を増強してでも交通事故の抑止、また、それによる死亡事故の減少に本気になって取り組む時期が今来ているのではないかなというふうに思います。その辺をよろしくお願ひしたいと申しますし、私どももそのつもりで頑張っていきたいと申しますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

最後に、この質問に関連をしてですけれども、今までのどっちかという交通の取締り等の白バイのイメージではなくて、例えば 3・11 のときに活躍をしたオフロードで活動できるバイクですか、これをここにも入れておきたいと思うんです。3・11 の被災時にもこのオフロードのバイクが、要は瓦れきだとか様々なもので動きがとれない中で活躍をした。阪神・淡路のときもそういうことがありましたけれども、そういうオフロードの情報収集用のバイク、これは本県に配備をされているように聞いているんですけれども、どのような状況なのか、またどのような活用を想定されているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

交通指導課長

現在、県警察におきましては、災害用オフロード二輪車は広域緊急援助隊用が第一、第二交通機動隊にそれぞれ 5 台ずつ、計 10 台配備されているところでございます。

また、活動実績でございますが、お話にありましたとおり、東日本大震災では本県の交通機動隊の白バイ隊員が、災害対策用のオフロードバイクで被災地で情報収集に当たったところでございます。災害の関係では、本県も富士山噴火による火山灰の被害や南海トラフ大地震等による津波の被害が想定される場所であり、発災直後はそれぞれの警察署が独自で初動活動に当たらざるを得ない状況となることから、被災の可能性の高い所属を選定して災害対策用オフロードバイクを整備して、白バイ隊員には情報収集の活動に当たらせたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

非常に重要だと思うんです。特に我が県はこの委員会を含めて、要は首都直下並びに南海トラフ地震の対策について様々な議論をしていると。その中で警察として、そういう発災時にオフロードバイクで様々な情報を収集できる。当然警察自体も活動するし、様々なものが一緒になって情報収集等を行うという環境になると思います。

その中で再度確認ですが、今御答弁の中にちょっと私の理解が不十分だった点がありますけれども、オフロードバイクについては今、第一機動、第二機動で各10台、10台、計20台という御答弁だったと思うんです。それを各署のオフロードバイク、各署にも配備できるようにしていくという御答弁だったと思うんですが、再度いつまでとかどれくらいという御答弁ができればお願いしたいと思います。

交通指導課長

最初に、第一、第二交通機動隊に配備されている災害用オフロードバイクは、それぞれ5台でございます。計10台でございます。

それから、今後そういった被災の可能性の高い警察署等を含めまして、災害対策用のオフロードバイクを整備していただきたいということでございます。現在、計画をしておる段階で、具体的に何年に、いつまでに何台ということではございません。

渡辺(ひ)委員

このオフロードバイクについても、当然県が災害想定をしてそれに基づいて要は防災計画をつくるわけですね。それに基づいてそれも漠とした計画ではなくて、例えばこういうインフラについてはいつ頃までに計画的に整備をしていこうという計画を当然つくるわけで、今の御答弁もそうですけれども、併せて、そういうものについてもやっぱりいつを目どに配備をしていくことの煮詰めというか検討を是非お願いをしたいと思いますし、我々からも県当局にもその点は求めていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、危険ドラッグについて何点か質問をさせていただきたいと思います。

本議会で、もう危険ドラッグについては条例の制定に向けての準備ということを知事からお話がありましたし、危険ドラッグについては本会議の中でも質問が各種ありましたが、特に私は今、店舗型の危険ドラッグの販売については、条例ができて様々な取組が前に進めば大分なくなってくる可能性が強いんだという



ふうに思うんです。

しかしながら、店舗が取締りでなくなったとしても、心配されるのはやっぱり例えば無店舗型、インターネット型、これがやっぱり水面下の中でネットは生きてくるのかなということなので、特に警察の皆様方に期待をするのは無店舗型のインターネットを利用した販売方法に対する取締り、また根絶、これを是非お願いをしたいなと思うので、その点に集中しながら何点か質問をしたいと思います。まずはじめに、インターネットを利用した無店舗型の業者の販売方法の実態、これについて御答弁を願えますか。

薬物銃器対策課長

インターネットを利用した販売方法として把握していますのは、デリバリー方式と宅配方式の二つがございます。デリバリー方式は、客の注文に応じて、駅、コンビニエンスストア、公園などの指定した場所で、店側と客側が直接売買する方式です。また、宅配方式は、宅配便などにより客が指定した配送先に店側が商品を配送し、客が代金引換、代引きですね、あるいは店側の指定する口座に代金を送金して売買する方法です。

これらインターネットを利用した無店舗型の販売は匿名性が高く、販売の拠点や危険ドラッグの保管場所、販売の実態などを把握することが極めて困難であるというのが現状であります。

渡辺(ひ)委員

今、非常に困難性があるという話が御答弁にありました。それはそのとおりだと思います。非常に難しい。あの手この手でやってくるし、しかしながら、先ほど言った店舗型は神奈川県が定める条例で取締る、また国の取組が前に進む、その中でちょっと時間はかかるかもしれませんが、淘汰されていく可能性があると思います。今御答弁があったように、この無店舗型については非常にいろいろなやり方、先ほど来、この委員会でも振り込め詐欺の御答弁が複数ありましたけれども、本当にあの手この手、ある意味では薬物の指定ということまでイタチごっこでありまして、いろいろな手法が出てくる可能性があると思うんです。

そういう意味では非常に難しいことだと思いますけれども、今現在で構わないので、無店舗型についてどんな対応をしているのか、また今後の対策ももしあれば御答弁を願います。

薬物銃器対策課長

御指摘のとおり、これまでの取締りは主として店舗型の業者を対象としたものでございましたが、今後はインターネットを利用した販売に移行すると懸念されることから、これらの無店舗型の業者への対策が重要となってくるものと考えております。

県警では、引き続きサイバーパトロールをはじめ警察庁や他の都道府県警察、関係機関と連携して無店舗型の危険ドラッグ販売業者の実態を解明するとともに、違法行為を把握した場合、例えば薬事法で定める広告規制等の条項の適用を検討するなど、あらゆる法令を駆使した取締りを強力に推進していきたいと考えてお

ります。

また、サイト管理者や通信事業者に対し、これら危険ドラッグの販売サイトをインターネット上から削除する諸対策を官民一体で推進し、販売ルートを遮断していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今、薬事法という話も出たのですが、今年の4月に薬事法が改正されて、所持することも禁止されたというふうに改正をされた。また、同じ薬事法でもこの6月にネットでの一般薬品の販売を行うことができたというようなことですね。これは逆に言うと、私のこれは私見かもしれませんが、ネット販売をする、つまりインターネットを活用したことに対して、今までと違う法整理の中での取締り、例えば今までは通常のネットの中でのうんぬんだったけれども、今度は薬事法が絡んでくると、今までのそういうネット業者を薬事法の中に入れて込んで、例えば規制をすとかということも、今後ですけれども可能性が出てくるんじゃないかなというふうに個人的には思っています。

是非その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、あと、今、神奈川県薬物乱用対策推進本部、知事は本部長でして、警察本部長が副に就いている推進本部であります。そこでまとめている平成26年度の実施要綱の中に含まれているネットについてですが、インターネット等の通信手段を用いた不正取引の摘発ということで、関係機関はインターネット等の通信手段を用いた薬物取引に対しては、広告規制等の条項を適用するなどの捜査手法を活用し摘発に努めると、そういうふうに文章がまとまっていますけれども、この広告規制等の条項を適用するなどの捜査手法について教えていただきたいと思います。

薬物銃器対策課長

これにつきましては、いわゆる誇大広告であるとか医薬品の承認前の販売、これらについて条項がございますので、これらの適用も判断する、検討するという趣旨でございます。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、今、県は条例を作成している最中がございますので、様々なことが活用できるように、警察の立場からも条例作成については意見をすり合わせながら有効的な条例に是非していただきたいと思います。

当然この危険ドラッグについては、警察だけではなくて関係機関同士の連携というのが非常に重要になってくると思います。特に薬務課だとか薬剤師会等と連携をしながら取組をしているんだと思いますけれども、これについてどんな連携をとっていらっしゃるのか確認をしたいと思います。

薬物銃器対策課長

県警では、県薬務課や薬剤師会などの関係機関・団体と連携し、特に若年層に重点を指向した学校における薬物乱用防止教室の実施や県警ホームページの情報発信など、薬物乱用防止に向けた幅広い広報・啓発活動を実施しております。この他、危険ドラッグの販売業者の実態把握、販売業者に対する指導・警告などを

積極的に実施しております。

渡辺(ひ)委員

しっかりと今後もそういう意味では非常に有用になってくると思うので、是非よろしくお願いをしたいと思います。

それで再確認ですが、今月の9月19日に、消防庁が初めて危険ドラッグについて救急搬送をされた数を調査をして発表したという新聞記事が出ていました。消防庁がこういう記事を発表するのは初めてということで、過去5年半の中で救急搬送された危険ドラッグの患者について消防庁が調査をしたという記事が出ていました。その記事を見ますと、やっぱりここ数年が急に増えていて、救急搬送される方が多くなっていると。その中で具体的な神奈川県の数も出ていまして、神奈川県についてはこの5年半で512人が救急搬送されたという、かなり大きな数が報道されていますけれども、消防庁、救急との連携も併せどういう形でやっているのか、最後に御答弁いただきたいと思います。

薬物銃器対策課長

県内の危険ドラッグ使用による健康被害につきましては、平成25年中は118人、平成26年は8月末で107人を把握しております。この数は、目撃者や家族などが消防へ救急要請をしたり、あるいは警察への通報により認知したものであります。実際はこれ以上の健康被害があるという可能性も排除できないと考えております。

引き続き関係機関との緊密な連携により、健康被害などの実態につきましても正確な把握に努め、危険ドラッグの供給の遮断と需要の根絶に向けた対策を強力に推進してまいりたいと思います。

渡辺(ひ)委員

最後に要望させていただきますが、先ほど特にネットについては今後大事だというお話をさせていただいて、るる質疑をさせていただきました。御答弁の中では、例えば県警がやっているサイバーパトロールだとか、サイト業者に対する削除のお願いだとか様々ありました。これも一生懸命やっつけらっしゃるんだと思いますけれども、しかしながら、やっぱりまだまだ我々の目からすると、もう少し強力なサイバーパトロールの体制整備だとか陣容の問題だとか、あと専門性の問題、あとは法的な問題が出てきて、そこからどこまで進めるかという今後の課題があるんだと思います。それについてはしっかりお願いをしたいと思います。

サイトの削除についても、これはお願いということで強制的な権限がないんですよね。これについては当然神奈川県として、また国としての法整備の中での今後の課題だと思いますけれども、神奈川県としてもしっかりさよらの取組をよろしくお願いをしたいと思いますし、条例でできる部分については、しっかり県警の方から当局の方との打合わせの中で、一歩でも前に進めるような条例制定に向けてよろしくお願いをしたいと思いますということを要望させていただいて、私の質問を終わります。